

令和7年大網白里市議会第3回定例会産業建設常任委員会会議録

日時 令和7年9月12日（金曜日）午後 1時30分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（5名）

田 辺 正 弘	委 員 長	引 間 真理子	副委員長
高 野 祐 二	委 員	小金井 勉	委 員
石 渡 登志男	委 員		

出席説明員

農業振興課長	野 口 裕 之	農 業 振 興 課 副 課 長	須 永 晃 二
農業振興課主査 兼 農 政 班 長	片 岡 和 信		
ガス事業課長	山 田 俊 雄	ガ ス 事 業 課 副 課 長	齋 藤 英 樹
ガス事業課主査 兼 業 務 班 長	増 村 弘 貴	ガス事業課主査 兼 工 務 班 長	白 井 孝 佳
ガス事業課主査 兼 保 安 班 長	長谷川 智 重		

事務局職員出席者

議会事務局長	鵜 澤 康 治	副 主 幹	松 本 剣 児
主 任 書 記	小笠原 勇		

議事日程

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 協議事項

(1) 条例等付託議案の審査

- ・議案第 5 号 大網白里市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

(農業振興課)

- ・議案第 7 号 大網白里市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について

(ガス事業課)

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（引間真理子副委員長） ただいまから産業建設常任委員会を開催いたします。

（午後 1 時 3 0 分）

◎委員長あいさつ

○副委員長（引間真理子副委員長） ただいまから産業建設常任委員会を開催いたします。

最初に委員長から挨拶をお願いします。

○委員長（田辺正弘委員長） 皆さんこんにちは。

今回、当常任委員会におかれましては2本の議案が提出されておりますので、慎重審議の上肅々と進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

なお本日も反訳システムを使用しますので皆さんマイクをご使用をお願いいたします。

○副委員長（引間真理子副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。委員長、進行をお願いします。

○委員長（田辺正弘委員長） 本日の出席委員は5名です。

委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

傍聴希望者はおりますか。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

◎条例等付託議案の審査

- ・議案第 5 号 大網白里市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（田辺正弘委員長） これより付託議案の審査を行います。

まず、担当課から付託議案について説明を受け、説明終了後に当該議案の採決を行います。

それでは議案第5号 大網白里市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。農業振興課を入室させてください。

（農業振興課 入室）

○委員長（田辺正弘委員長） 農業振興課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係も

ありますので、説明は簡潔明瞭にお願いしたいと思います。なお、説明終了後に、各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。

また本日も必ずマイクを使用お願いいたします。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて説明をお願いいたします。

○野口裕之農業振興課長 農業振興課でございます。出席職員の紹介をさせていただきます。

私の右側、皆様から向かって左側、須永副課長でございます。

○須永晃二農業振興課副課長 須永です。よろしくお願いいたします。

○野口裕之農業振興課長 私の左が皆様から向かって右側、農政班の片岡班長でございます。

○片岡和信農業振興課主査兼農政班長 片岡です。よろしくお願いいたします。

○野口裕之農業振興課長 最後に私、課長の野口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。以後、着座にて説明に入らせていただきます。

それでは議案第5号 大網白里市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず最初に、火入れ条例は森林法第21条に基づき、造林のための地ごしらえ、開墾準備等を目的として、火入れを行う際に、林野火災や延焼防止のため、許可手続きなど必要な事項を定めているものとなります。

それでは説明の方をさせていただきます。

改正の概要でございますが、気象庁が発表する注意報の名称変更に伴い、所要の改正を行うおうとするものでございます。

改正の内容といたしましては、気象庁が発表する注意報のうち、異常乾燥注意報が、乾燥注意報に変更されたことから、条文中の名称を改正しようとするものであります。

また、併せてその他、条文中の表記について所要の改正を行うものでございます。

施行日は公布の日としております。

以上が議案第5号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（田辺正弘委員長） ただいま説明のありました議案第5号の内容についてご質問等があればお伺いいたします。

（発言する者なし）

○委員長（田辺正弘委員長） ないようですので私、1つだけ確認のために教えてください。

この条例の中に「火入れ」という言葉を使ってますけど、この、なんですか、気象情報とこの火入れの因果関係というか、火入れと言葉をなんですかね、普段全く生活の上でも使わ

ない言葉のような気がするんですけど、これは、条例の中の文言だからいじれないという形で、謳ってある言葉なんですかね。

その辺ちょっとわからないので教えてください。

課長。

○野口裕之農業振興課長 今回の条例における今、委員長からのありました「火入れ」という言葉自体ですが、こちらにつきましては、そもそもの上位法であります森林法に基づいて、「火入れ」というような形で許可要件等を定められております。

それに基づいて、各自治体の方で、それに基づく条例を制定していると。

必ずこの火入れという言葉を使わなきゃならないかということであれば、そういうわけではないと思いますが、あくまで上位法令に基づいた中での表現をさせていただいてることだと思います。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長） はいありがとうございます。

もう、気象情報の情報の中に森林法が入ってくるってのも何か摩訶不思議なもので、それ以上は言いませんけど、ちょっと不思議に思ったので答弁求めました。

他の委員の方向かございますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） なければ、農業振興課の皆さんご苦労さまでした。

退席していただいて結構です。

（農業振興課 退室）

・議案第 7 号 大網白里市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（田辺正弘委員長） 続いて議案第 7 号 大網白里市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ガス事業課を入室させてください。

（ガス事業課 入室）

○委員長（田辺正弘委員長） ガス事業課の皆さんご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお説明終了後に、各委員から質問等があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから

速やかにお答えください。本日も必ずマイクの使用をお願いいたします。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて説明をお願いいたします。

○山田俊雄ガス事業課長 ガス事業課です。よろしくお願いいたします。

まず本日の出席職員の紹介をさせていただきます。

私の右隣、皆様から見て左側のにいるのが、副課長の齋藤です。

○齋藤英樹ガス事業課副課長 齋藤です。よろしくお願いいたします。

○山田俊雄ガス事業課長 続きまして、私の左側、皆様から見て右側にいるのが、業務班長の増村でございます。

○増村弘貴ガス事業課主査兼業務班長 増村です。よろしくお願いいたします。

○山田俊雄ガス事業課長 続きまして、私の右側、皆様から見て左側の工務班長の白井でございます。

○白井孝佳ガス事業課主査兼工務班長 白井です。よろしくお願いいたします。

○山田俊雄ガス事業課長 続きまして、私の左側、皆様から見て右側の保安班長の長谷川でございます。

○長谷川智重ガス事業課主査兼保安班長 長谷川です。よろしくお願いいたします。

○山田俊雄ガス事業課長 そして私、ガス事業課の課長の山田と申します。よろしくお願いいたします。

以降の説明は着座にて失礼します。

それでは、議案第7号 大網白里市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

最初に改正の趣旨ですが、本市の市営ガス事業につきましては、供給区域内人口の減少や、気候温暖化などの影響により、近年ガス販売量が減少していることに加え、諸物価高騰による原料ガスの値上がりや修繕費、委託料などの経費が増加したことにより、令和5年度に続き、令和6年度決算においても、純損失を計上することとなりました。

また、災害時や将来の設備投資に必要となる資金の積み立てについても不足が見込まれ、経費の削減だけでは収支の不足を解消するのは困難であることから、今後も市営ガス事業を持続的に運営していくために、今回料金改定を行おうとするものです。

次に、改正の概要ですが、大網白里市ガス供給条例 別表第2に定められている各料金区分ごとの基本料金と従量料金について、お手元の説明資料の中段あたり（2）改定額の表に記載のとおり、現行料金(ア)の金額を太枠で囲われた改定後料金、(イ)の金額に改めるもの

です。

なお、今回の料金改定による各ご家庭への影響は、説明資料の 3、1 世帯（モデルケース別における影響額）に記載のとおり、一般家庭において、月当たり 25 立方メートルを使用した場合、税込みで 632 円、50 立方メートルを使用した場合で 1,136 円高くなります。

ちなみにですが、モデルケースではなく、令和 6 年度における家庭用ガス販売量の実績と比較いたしますと、一番販売量が多かった 12 月使用分においては、1 件当たり平均 78.3 立方メートルであり、現行料金で計算しますと 6,678 円、これが改定後は税込み 8,377 円と、1,699 円の増額、逆に一番販売量が少なかった 8 月使用分では 1 件当たり平均 13.6 立方メートルであり、現行料金ですと税込み 1,626 円、改定後は税込み 2,013 円と 387 円の増額、1 年間の平均では、1 件当たり月に 40.5 立方メートルを使ったことになり、現行料金ですと、税込み 3,732 円、改定後は税込み 4,666 円と 934 円の増額となります。

次に、施行日につきましては、説明資料の 4、施行日に記載のとおり令和 8 年 1 月 1 日を予定しております。実際には 1 月検針分は 12 月使用分となりますので、旧料金表を適用し、2 月検針分の請求からが新料金での請求となります。

次に、新旧対照表につきましては、別添の大網白里市ガス供給条例の一部を改正する条例新旧対照表のとおりとなっております。内容につきましては、先ほど、改正の概要でもご説明させていただきましたが、各料金区分ごとの基本料金と従量料金、新旧対照表では基準単位料金と表記してあります、について改定前と改定後を比較したものとなっております。

最後に、説明資料の 6、参考資料をご覧ください。

こちらの表には、改定後の本市ガス料金と近隣ガス事業者との料金を比較したものを記載しており、月当たり 25 立方メートルを使用した場合では、東金市、長南町の次に本市が安く、50 立方メートルを使用した場合では、東金市に次いで安くなることとなります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（田辺正弘委員長） ただいま説明がありました議案第 7 号の内容についてご質問等があればお願いいたします。

小金井委員。

○小金井勉委員 今回の料金改定で、売上として、どのくらいの差額が見込まれるんでしょうか。

○委員長（田辺正弘委員長） 課長。

○山田俊雄ガス事業課長 今回の改定で、収益の見込みを立ててまして、それによりまして、

現行料金でいきますと、令和8年度には約1億1,000万円の赤字、令和9年度におきまして同じぐらい1億1,000万円ぐらい、令和10年度は……そうですね3年間、1億1,000万円ぐらいの赤字を見込んでます。

それに対しまして、今回の料金改定におきましては、令和8年度の改定後の金額でいきますと、3,650万円の収益、令和9年度におきましては同じく3,700万円ぐらい、令和10年度におきましては、3,300万円ぐらいの収益を見込んでおります。

ただ、これはあくまでも今のその気候の変化とか、人口の減少とかそういったものを基にしたデータでございますので、今後の例えば気候の変化ですね、需要期に差し掛かるのは多分10月ぐらいから翌年の3月ぐらいまで増え続けますので、その期間の気候の変化だとかそういうことによっては、またこの金額が大分変わってくるのかなと今考えております。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長） 小金井委員。

○小金井勉委員 3,000万円ぐらいの差額の中で、今後、様々な経年管も段階的に修理箇所、修繕箇所があるかと思うんですけども、そういった対応の中で、しっかりと賄ってやっていく見込みってのがあるんですかね。

○委員長（田辺正弘委員長） 課長。

○山田俊雄ガス事業課長 そうですね、実際に今回、第2回定例会の全員協議会でもちょっとお話をいただいたんですが、あくまでもその原価を抑えるために、今回主要事業である経年管対策事業の事業計画期間を、今までは令和10年度に完了させる予定で動いてましたけれども、それを5年間延長いたしました。

その結果、今までですと年間1,581メートルを毎年やっていこうという段階で、実際に今現在で3キロメートルぐらい遅れをとってるような状況でございました。

それを5年間今度延長したことによって、年間当たりが1,100メートルちょっとだったと思うんですけども、実際に令和6年度ぐらいまでにその施工してきた延長が同じく1,100メートルぐらいですので、おそらく実際の資金計画に沿った形での入れ替えは、行っていくのではないかなと考えております。

（そうすると何年度くらいに終了」と呼ぶ者あり）

○山田俊雄ガス事業課長 そうしますと、令和15年度に完了させる予定です。

ただこれは先ほども申しましたけれども、今後その収益の方が予定よりも上がるようであれば、そちらの方はこちらの経年管対策ですとか、設備の更新、そちらの方に回させていた

できればと考えております。

以上です。

○委員長（田辺正弘委員長） 小金井委員。

○小金井勉委員 今、経年管が15年で終わるという見込みと仰ってましたけれども、今の入れ替えの管は、聞くところによるとある程度もう変えちゃえば、半永久的な、半永久ってこともないんでしょうけれども、ある程度の耐用年数が保たれるということを聞いてますので、いずれにしてもそれが終われば、ある程度のその内容、工事的な経年化については、令和15年で終わるということで理解してよろしいのか。

○委員長（田辺正弘委員長） 課長。

○山田俊雄ガス事業課長 私どもの方で主要事業としている経年管対策事業と呼ばれてるものなんですが、実際には本市の中で経年管と呼ばれているものが、全体で76キロほどあるんですね。そのうち、腐食劣化対策管といいまして、その埋設環境によって腐食の進行が激しいですとか、接合がねじ接合であるとかそういったあくまでもその対策を優先的に進めていかなければいけないというものが、全部で32キロメートル。そのうち、先ほどお話ししました令和15年度まで延長して対策をするというのがこの32キロメートルに対してのものになりますので、残りのですから、40何キロメートルになるのかな、その分につきましては適切な維持管理をしていく管ということにはなっております。

ただ、実際にはこれ白里地区の方の腐食が起きにくい場所の管となっておりますので、ただ、それにしてもいずれは……

（「いずれは段階的にやるしかないでしょうね」と呼ぶ者あり）

○山田俊雄ガス事業課長 そうですね。入れ替えは進めていかないと。

ただペース的にはちょっと今のペースよりは落ちると思います。

すいません。よろしくお願いします。

○小金井勉委員 ありがとうございます。

○委員長（田辺正弘委員長） 他の委員の皆様。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） なければ、ガス事業課の皆さんご苦労さまでした。

退席していただいて結構です。

（ガス事業課 退室）

○委員長（田辺正弘委員長） これより、各議案の取りまとめを行いたいと思います。

それでは、議案第5号 大網白里市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） それでは付託議案に対する審査結果の決定を行います。

議案第5号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（田辺正弘委員長） 賛成総員。

よって議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号 大網白里市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見等ございましたらお伺いいたします。

（発言する者なし）

○委員長（田辺正弘委員長） ないようですので、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（田辺正弘委員長） 賛成総員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（田辺正弘委員長） 次にその他ですが、何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（田辺正弘委員長） なければ、副委員長お願いいたします。

◎閉会の宣告

○副委員長（引間真理子副委員長） 以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。

（午後 1時51分）